平成２３年（フ）第５４６号
和歌山県岩出市波分239番地の６
債務者　宮本　美紀
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５５４号
和歌山市鳴神746番地の１　プレジール鳴神202号室
債務者　山田　良三
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５６８号
和歌山市有本641番地の27
債務者　綛田　英勝
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第６０号
熊本県玉名市岱明町野口655番地３　フレスクーラＫ・Ｏ　Ｉ202号
債務者　住友　沙織（旧姓有働）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第８８号
熊本県荒尾市桜山町四丁目15番29号４
債務者　片岡　瑞穂
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第９２号
熊本県荒尾市荒尾4160番地277
債務者　本田さやか
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第１６０号
島根県仁多郡奥出雲町亀嵩1503番地の内第１
債務者　枝木伊都子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５８号
島根県雲南市大東町上佐世506番地、前住所大阪市淀川区十三本町３丁目７番46―903号
債務者　山内　信二
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０１号
山口県防府市大字大崎231番地の１　県住Ｇ棟602号
債務者　石原　重則
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０２号
山口県防府市大字大崎231番地の１　県住Ｇ棟602号
債務者　石原　陽子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１７号
山口県防府市高倉１丁目30番17号　ルナハイツ高倉102
債務者　津森　景子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２５号
茨城県古河市東山田4051番地１
債務者　鈴木　起郷
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３３２号
茨城県古河市諸川1898番地10
債務者　諸橋　秀政
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３３５号
茨城県下妻市見田1202番地　エクセレント下妻Ⅱ101号
債務者　二井　健介
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３３７号
茨城県坂東市駒跼211番地
債務者　飯田　　薫
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３３８号
茨城県下妻市高道祖4394番地３　雇用促進住宅１―205
債務者　小野崎亜子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３４０号
茨城県古河市大山556番地４
債務者　澤村　金蔵
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部